ディスカッション・ポイント（無形資産論点整理案の検討）

	論点区分	項番号	項目
1	【論点１】 （【論点２】も含む）	**30,31,32** (42,43,44)	**無形資産の定義の見直し** これまで「識別可能性」を無形資産の認識要件の一つとしていたが、のれんの定義からの除外を明確にする観点、及び国際財務報告基準との整合性を図る観点から、無形資産の定義に「識別可能な」という記述を追加することでどうか。
2	[論点 3-2] （【論点２】も含む）	**57,58,60**	**「識別可能性」を構成する具体的要件** 企業結合会計基準では「法律上の権利など分離して譲渡可能」なものを「識別可能である」、としていたが、国際財務報告基準との整合性を図る観点から、「法律上の権利または分離して譲渡可能」と改めることでどうか。
3	[論点 3-3] （【論点２】も含む）	**77**	**「識別可能性」の自己創設無形資産への当てはめ** 識別可能性を「法律上の権利又は分離して譲渡可能」とした場合、自己創設無形資産の識別可能性の認定が困難とならないかどうか。原価計算のために必要な管理がなされているなど、プロジェクトとして取り組んでいるものであれば「識別可能」であるという考え方でどうか。
4	[論点 4-1] （削除された［論点 4-3］）	**105,107**	**特殊な取得形態による場合の測定に関する論点の削除** 無形資産を無償譲受、交換等特殊な取得形態により取得する場合の当初認識時の帳簿価額の検討を行う[論点 4-3]については、有形固定資産の実務に影響を与えること、取引の頻度が低いと考えられることから、[論点 4-3]全体を削除し、これらの取引に関する具体的な会計処理を検討することの必要性について[論点 4-1]に含めてコメントを求めることでどうか。

（参考）前回委員会でご指摘いただいた主な事項への対応

１．「金融資産」については適用範囲で除外するのではなく無形資産の定義から除外すべき

⇒無形資産の定義において「金融資産以外」とすることを明示し、適用範囲除外の項目から削除（8 項、29 項、32 項）。

２．無形資産の「定義」と「認識要件」が混在しており、わかりにくい

⇒無形資産の認識要件のひとつとしていた「支配」を定義の一要素に振替（16 項～19 項、42 項、44 項など）。

３．認識要件である「経済的便益の蓋然性」をあえて「キャッシュフローの改善」と言い換える必要はない

⇒無形資産の定義に関する記述において「キャッシュフローの改善」との関連を述べるに留める（22 項、40 項など）。

４．［論点 3-3］自己創設無形資産の議論は、一般的な議論から各論（研究開発費）へ展開すべき

⇒研究開発費に関する議論を主要な論点として位置づける観点から、当初案のままとしたい。

以　上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。